

「適格合併等」という。）		
又は現物出資法人	又は現物出資法人又は現物分配法人	
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。	
第四十七条第三項	旧効力措置法第四十七条第三項	

附則第百十九條の表第六十八條の六十五第一項の項を次のように改める。

第六十八條 の六十五第 一項	第六十一條の二第二項	旧効力措置法第六十一條の二第二項
適格事後設立	適格現物分配	
第六十一條の二第二項	旧効力措置法第六十一條の二第二項	

第百三十九條 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十條第十二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>適格事後設立</p>	<p>適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）</p>
<p>適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）</p>	<p>適格合併等</p>
<p>又は現物出資法人 又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日</p>	<p>、現物出資法人又は現物分配法人にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。</p>
<p>第六十八条の三十四第三項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項</p>

附則第四十条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配
適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）
第六十八条の三十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十四項の規定によりなおその効力を有するもの

	とされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五第一項
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等

附則第四十一条第一項中「及び第十一項から第十八項まで」を「第十一項から第十五項まで及び第十
八項」に改め、同項の表第四項から第七項までの項中「から第七項まで」を削り、同項の次に次のように
加える。

第五項	第六十八條の四十五第一項 、 適格現物出資又は適格事後設 立	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項 又は適格現物出資
第五項第二 号	合併又は分割型分割の日 合併又は分割型分割 合併法人又は分割承継法人	合併の日 合併 合併法人

第六項及び第七項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
----------	--------------	--------------------

附則第四十一條第一項の表第十六項の項及び第十七項の項を削り、同條第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削る。

附則第五十六條第十二項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七條第三項	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條第三項</p>
第四項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」

<p>適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）</p>	<p>（という。） 適格合併等</p>
<p>又は現物出資法人</p>	<p>、現物出資法人又は現物分配法人</p>
<p>又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日</p>	<p>にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。</p>
<p>第四十七条第三項</p>	<p>旧効力措置法第四十七条第三項</p>

附則第五十六条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項

適格事後設立

適格現物分配

<p>適格合併、適格分割又は適格現物出資</p>	<p>適格合併等</p>
<p>又は現物出資法人</p>	<p>現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）</p>
<p>適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日</p>	<p>適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）</p>
<p>第四十七条の二第一項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第一項</p>

○

○

被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等
第三項 第四十七條の二第三項第四号	旧効力措置法第四十七條の二第三項第四号

附則第五十七條第一項中「及び第十項から第十七項まで」を「第十一項から第十四項まで及び第十七項」に改め、同項の表第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同項の次に次のように加える。

第五項 第五十五條の六第一項 適格現物出資又は適格事後設立	旧効力措置法第五十五條の六第一項 又は適格現物出資
合併又は分割型分割の日	合併の日
合併又は分割型分割	合併
合併にあつてはその	合併にあつては、その
以下この条	第十項及び第十一項
合併に分割型分割にあつては	合併に限る

	<p>その分割型分割の日が連結親法 人事業年度開始の日である場合 の当該分割型分割に、それぞれ 限る</p>	
<p>第五項第四 号</p>	<p>合併法人又は分割承継法人 連結子法人の解散にあつてはそ の解散の日</p>	<p>合併法人 連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつ てはその破産手続開始の決定の日</p>

附則第五十七条第一項の表第十一項の項を次のように改める。

<p>第十一項</p>	<p>第五十五条の六第一項 適格分割（適格分割型分割にあ つては、その適格分割型分割の 日とその連結親法人事業年度開 始の日である場合の当該適格分</p>	<p>旧効力措置法第五十五条の六第一項 適格分割により</p>
-------------	---	-------------------------------------

割型分割に限る。）により

附則第五十七条第一項の表第十五項の項及び第十六項の項を削る。

附則第五十七条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつてはその」を「合併にあつては、その」に、「以下この条」を「第六項」に改め、「分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ」を削り、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」を「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」に改め、同条第九項中「（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十条 附則第三百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項、附則第三百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三十四条第二項、附則第三百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第一百七条第十三項、附則

第三百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十条第十二項及び第十四項並びに第四十一条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 附則第三百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第一百十六条第二項、附則第三百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十八条第二項及び第八項第三号、附則第三百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第三百三十三条第十三項及び第三百三十五条第六項、附則第三百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第一百七十七条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第一百十九条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十六条第十二項及び第十四項並びに第五十七条第一項及び第四

項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(内閣府設置法の一部改正)

第四百十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「同法第十三条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること」を削る。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第四百十二条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改め、同条第三項中「及び」を「並びに」に改める。

(沖繩振興特別措置法の一部改正)

第四百十三條 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「旅客の」を削る。

(地域再生法の一部改正)

第四百十四條 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中
「第一節 株式の取得に係る課税の特例(第十三条)」

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例(第十四条―第十八条)」

を「第一

節及び第二節 削除」に改め、「第七章 罰則(第三十二条・第三十三条)」を削る。

第五条第三項第二号中「(第十四条において「高年齢者等」という。)」を削る。

第五章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第十三条から第十八条まで 削除

第七章を削る。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正)

第四百四十五条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「及び第八十一条の十」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第四百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地球温暖化対策のための税についての検討)

第四百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条の二

の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

(車体課税についての検討)

第四百十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。

以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）の負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。